

基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,650円以下	$y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$
11,650円超 14,200円以下	$y = 0.5w$
14,200円超	$y = 7,100$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,650円以下	$y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$
11,650円超 15,610円以下	$y = 0.5w$
15,610円超	$y = 7,805$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上10,490円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 126,440w) / 117,800 \\ y = 0.05w + 4,196 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,490円超 14,910円以下	$y = 0.45w$
14,910円超	$y = 6,709$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,650円以下	$y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$
11,650円超 12,780円以下	$y = 0.5w$
12,780円超	$y = 6,390$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当の日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合（4,600円 \leq w \leq 11,650円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,600}{11,650 - 4,600} \\ &= \frac{-w + 23,400}{23,500} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-w + 23,400}{23,500} \times w \\ &= \frac{-w^2 + 23,400w}{23,500} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,600円 \leq w \leq 10,490円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,600}{10,490 - 4,600} \\ &= \frac{-7w + 126,440}{117,800} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 126,440}{117,800} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 126,440w}{117,800} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,490 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,196 \end{aligned}$$

雇用保険法第18条第1項、第19条第2項及び第61条第7項
における平均給与額の対前年度比率の算定

	平成24年度毎勤平均定期給与額(※)	平成25年度毎勤平均定期給与額
4月	264,388	263,932
5月	260,653	259,835
6月	262,262	261,015
7月	261,695	259,950
8月	260,326	259,206
9月	260,493	259,504
10月	261,692	261,149
11月	261,543	261,354
12月	261,398	260,735
1月	257,253	257,735
2月	259,413	259,064
3月	260,853	261,351
年度計	3,131,969	3,124,830
平均	260,997	260,403

(※)平成26年6月18日訂正後の平均定期給与額